

富山県価格転嫁サポート補助金交付要綱

(通則)

第1条 富山県価格転嫁サポート補助金（以下「補助金」という。）の交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 知事は、物価高騰の影響を受ける県内中小企業が、適切な価格転嫁を実現し、経営改善を図るために取り組む課題解決に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 価格転嫁

原材料費や労務費などのコストが増加した分を、自社の商品やサービスの価格に上乗せして反映させることをいう。

(2) 中小企業支援実施機関

商工会議所、商工会、富山県中小企業団体中央会、富山県中小企業支援センター、富山県よろず支援拠点などの県内中小企業者の経営支援等を行う公的機関をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（1）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（別表1参照）。

（2）県内に事業所を置く法人又は個人事業主であること。

（3）県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（4）補助事業の実施について、価格転嫁推進センター又は中小企業支援実施機関の経営指導員等の推薦を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

（1）次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）である場合（ただし、ウに該当する場合であっても、経営に支配力を有さないと認められる場合を除く。）

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- (2) 役員等（補助対象者が個人である場合にはその者を、補助対象者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時各種業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (7) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (9) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (10) 補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

（補助事業、補助率及び補助金額）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。ただし、国又は県から補助金の交付を受け、又は受けようとする事業は補助事業から除くものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な要件を付することができる。

(補助事業の着手)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

2 前項の補助事業の着手とは、補助事業に係る契約の締結をいう。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更は除く。
- (2) 補助事業に要する経費を変更しようとする場合。ただし、20パーセント未満の経費配分の変更及び補助金額の20パーセント未満の減額はこの限りでない。

2 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は前条の規定による中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年6月30日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 補助金は、精算払により交付する。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 14 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 不正に補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱若しくは規則の規定又はこれらに基づく知事の指示に違反したとき。
- (3) 補助事業の内容が、この要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命じるものとする。

(証拠書類等の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保存しなければならない。

第 16 条 規則及び要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 19 日から施行する。

別表1（第4条関係）

中小企業基本法第2条第1項で定められている中小企業者の範囲

| 業種分類 | 要件 |
|------------------------------------|--|
| 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（下記に掲げる業種を除く） | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 |
| 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 |

別表2（第5条関係）

| 対象経費 | 補助率 |
|--|--------------|
| 価格転嫁をテーマに含む経営課題の分析や戦略策定などの委託料（コンサルティング料） | 1/2（上限25万円）* |

* 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。